
研究ノート

中国人民大学法学院・知識産権学院—訪問記

小林 成光・鷹取 政信

第1章 はじめに

2011年10月16日から18日にかけて、小林成光、鷹取政信、本山雅弘教授が中国人民大学法学院および知識産権学院を訪問し、16日に同日に韓大元法学院院長に面会し、17日に小林が丁相順副教授の世話で比較法研究所において「外国法を学ぶ意義」と題する講演⁽¹⁾、そして本山雅弘教授が知識産権学院において「日本におけるデザイン保護をめぐる近年の動き」と題する講演を行った。同日に韓大元法学院院長、知識産権学院院長劉春田教授、同学院副院長郭禾教授と面会し、学術交流の可能性について話し合いをすると共に、法学院および知識産権学院における教育の状況について調査した。

本稿は人民大学法学院・知識産権学院から入手した資料を基本として、会見の内容をも付け加えたものである。

さて、研究所紀要に掲載することにしたのは、わが国で中国人民大学法学院および知識産権学院を総合的に紹介したものがないからである。さらに、現在ダイナミックに展開している教育の国際化という点から人民大学法学院の取組みがわが国の法学教育に示唆が与えることができると考えるからである。

まず、第2章で概略的に法学院について説明し、第3章でカリキュラムを含めて知識産権学院について詳説したうえで、最後に第4章で私見を述べることにする。

第2章 法学院

1 概要

北京市の北西部の文教地区である海淀区⁽²⁾に位置する中国人民大学は、人文科学および社会科学で優秀な大学として知られている。

とりわけ法学院は人民大学で最も賞賛されている学部のひとつである。2002年から2004年までの教育部評価報告書⁽³⁾及び2007年から2009年までの教育部評価報告書⁽⁴⁾によれば、人民大学法学院は中国では第一位にランクされている。現在の法学院院長は、現在中国憲法研究会会長である韓大元教授であり、前法学院院長は、民法学の権威である人民大学副学長王利明教授である。なお、党委員会書記は林嘉教授である。

2 歴史

人民大学法学院は1950年10月3日に設立され、中国人民共和国における最初の高等法学教育機関である。法学院の前身は、1912年に設立された朝陽大学⁽⁶⁾である。法学院はその伝統を継承し、朝陽大学の事務員、教員、図書館の資料を引き継いだ。

ところで、朝陽大学は、「北の朝陽、南の蘇州」と言われるほど、中国における著名な法科大学であった。北の朝陽とは、北京朝陽大学のことである。近代以来、中国の法学教育界及び司法機関には、『朝陽法学院の卒業生がいなければ、裁判院とはいえない』と言う諺が存在する。

3 在学生

現在、法学院には3,000名の学生が在籍しているが、大学院生が2,400名で、約80%を占めている。そのうち、200名を超える学生が日本語会話能力を有する。

法学院は学部生に法学士を授与する。通常の場合、在学年数は通常4年であるが、法学と知的財産法とのダブル・ディグリー⁽⁷⁾の場合には6年である。外語学院の外国語専攻学士と法学の基礎および知的財産法を学習する法学院の法学士とのダブル・ディグリーの場合には5年である。

法学院という一組織に所属する大学院は4つあり、従来の法学修士課程以外に、2009年11月26日に設置された知識産権学院および2010年4月26日に設置された⁽⁸⁾ 律師（弁護士）学院、2011年12月10日に設置されたアジア太平洋法学研究院（Asia-Pacific Institute of Law, RUC）がある。大学院生には法学修士または法学博士が授与される。通常の修士課程の場合には年限は2年であるが、博士課程の場合には3年である。但し、律師学院の修士課程の場合、法学部卒業生についての年限が2年であるが、法学部卒業生でない学生⁽⁹⁾ については3年である。

4 授 業

授業は通常講義、ゼミ、講座および自主活動からなるが、講義中心である。パワーポイントを使用する方法を採用している。受講生の人数は数人から数百人であるが、受講態度は熱心である。

授業時間は、8時から22時までという長時間である。このように長時間にわたる授業であるのは、ダブル・ディグリーと全寮生制度を採用していることと関係がある。

なお、学外の活動としては、2003年以降人民大学法学院主催のジェサップ国際法模擬裁判大会が開催され、中国を代表してアメリカで開催される本大会に法学院学生が出場してきた。

5 卒業生

1950年以降、20,000名以上の学生が卒業し、300,000人以上の法律家が継続

的教育を受ける学生、裁判官、検察官、弁護士、大学構成員、および公務員として訓練を受けてきた。数多くの卒業生は国家公務員、裁判官、学者、弁護士のリーダーとして活躍している。

6 教員

学院には、134名という充実した専任スタッフが在籍している。その構成は、教授が76名、准教授が41名、講師17名（外国人2名）からなる。多くのスタッフは中国内外において権威的な法学者であり、学院院长をはじめとして、京都大学、名古屋大学、一橋大学などの日本の大学留学経験があるスタッフが20名を超えるほど、親日的である。

法学院内に法律事務所を開設し、法学部の全教員は弁護士⁽¹⁰⁾の資格をもち、裁判所に出廷し、実務経験を積んでいる。

最近、法学院の教員は、主要な法律の改正から省・市区・自治区の地方当局が発布した地方法規の法案作成まで立法に多大な貢献をしている。

7 研究所

法学院には、知識産権教学研究センター、アジア太平洋法学研究所法学研究所、民・商法学研究所、国際仲裁研究所、ビジネス法研究所、文化遺産法研究所、情報法研究所、アメリカ法研究所、日本法研究所、台湾法研究所など、44の研究所があり、国内外において重要なプロジェクトを実施している。

8 図書室・学術紀要

法学棟である明德法学楼1階、4階・5階にある図書室には、50,000冊以上の外国の法学書籍を含む、300,000冊以上の法学書籍が収蔵され、日本法書籍コーナーには成文堂が寄贈した書籍が配置されている。雑誌についてであるが、約700種類の中国法律雑誌、そして約80種類の外国法律雑誌が配架

されている。

法学院は、法学家、人大法学、人大法律評論、朝陽法律評論という紀要、そして「Frontiers of Law in China」という英文の中国法律雑誌をも出版している。法学院はまた、中国民商法律、中国刑事法律網、中国憲政網、中国法学期刊（雑誌）網、法学文献及び法律情報網、中国法理網、中国労働法及び社会保障法網、中国知的財産権評論網、中国独禁法網、中国証拠法網、中国人民大学国際法網、ADR 制度研究網、資本市場法治網、馮玉軍（法学理論を専門とする教授）、法律経済学網、何家弘（証拠法を専門とする教授）、法律英語網、中華法律文化網、北京環境法制論壇網、中国人民大学法律リーガルクリニック、文化遺産法研究網、弁護士業務研究網⁽¹¹⁾などという、中国内で認められている24のウェブサイトを運営していることでも注目される。

9 学術交流

法学院は、世界における50以上の法学部および研究所との間に学術交流協定を締結している。法学院の構成員は欧米および日本などの外国の研究機関で研究または訪問した経験があり、外国の研究者と協力関係にある。法学院は全世界の訪問者からの講義を開催し、数多くの著名な法学部教授または法律家が学生に講義をしている。指導的な法教育機関として、法学院は1998年中国・米国の法学部長会議、2000年法学部長21世紀国際フォーラム、2001年の中国・欧州法学部長共同会議、2001年、2004年及び2011年のアジアにおける法学部長会議、（年代不詳）中国・アフリカ法学部学部長会議、2006年および2010年の中国・オーストラリア法学部長フォーラムのような重要な国際的行事を開催してきた。

このように、人民大学が中心となって世界の法学部との学術交流を推進していることは注目に値する。

法学院はまた日本を含む世界各地に学生を海外実習として派遣し、「学生

の国際化」を推進している。例えば、学生がパリ第一大学法学部およびジョージタウン法科大学院で定期的に研究している。2010年には、優秀な学生がフランスの欧州人権裁判所に6ヶ月間のインターンシップに派遣された。法学院は、ハーバード大学、マックス・プランク研究所および他国の法学部・研究機関と良好な関係にある。

第3章 知識産権学院

1 概要

中国人民大学知識産権学院は中国の知的財産に関わる重点研究拠点、人材育成拠点、学術交流拠点、情報資料の集積拠点、研究情報の提供拠点としての確立を目標として掲げており、知的財産学術活動の積極的の展開、中国における知的財産学科の繁栄及び発展の促進、国際協力及び交流の強化、並びに国内外の知的財産制度の理論研究及び最新動向研究の徹底に務めてきた。

2 歴史

改革開放後間もない1981年に、中国人民大学の郭寿康教授は、国内で初めて民法専攻の知的財産コースの研究生を募集し、1985年に中国人民大学が中国で初めて本科生向けに知財法課程（全36時限）⁽¹²⁾を開設した。

そして、中国人民大学は国家教育委員会の決定に基づいて、1986年に中国人民大学知識産権教学研究センターの設立を決定し、中国の大学における知的財産教育は中国人民大学においてはじまった。本センターは世界知的所有権機関（WIPO）の事務局長のアーパット・ボクシオン博士の提唱によるものであった。

1987年には知財法ダブル・ディグリーの学生を募集し、2007年から教育部の批准を経て、民商法専攻から独立して知的財産法専攻となり、知的財産法修士課程および博士課程の学生を募集するなど、次第に知財分野の専門人材

の教育体制を確立した。

このように、人民大学は知的財産専攻の学位授与拠点でもあり、相応の条件を整えている大学として教学資源を整備し、知的財産法学に関わる修士号及び博士号の授与拠点を設置してきた⁽¹³⁾。

以上の経緯から、大学院である知識産権学院が2009年11月26日に正式に創立されたのである⁽¹⁴⁾。世界知的所有権機関の事務局長は自ら祝電を送り、副総裁を派遣し祝賀した。この学院長は中国における知的所有権法の権威である劉春田教授、副院長は郭禾教授である。

なお、2011年1月から律師学院は特許法実務研修コースをも開設し、知財教育を開始している。昨年12月に設立されたアジア太平洋法学院も知的財産法と国際分野の法とを有機的に関連させ、国際的な知的財産権法に関する専門的知識を身に付けた人材を養成する予定である。

3 在学生

知的財産学院の学生数はほぼ200名で、他国から見た場合に多い。その内訳は、博士課程の大学院生41名、修士課程の大学院生76名、ダブル・ディグリー課程の大学院生50名、ポスドク研究生2名、留学生5名である。

とくに、成績優秀な学生にはフィリップス社など内外の企業から奨学金が受給される制度があり、卒業前に最高人民検察院、北京市特許庁などの国家机关および有名企業にインターンシップまたはエクスターンシップをすることになっている⁽¹⁵⁾。

4 修了生

2010年上半年期までに、460名ほどの学生が大学院を修了し、修士課程および博士課程の学位を取得するとともに、740名ほどの学生が第二学士（法学知的財産コース）の学位を取得した。

修了生は現在活躍し、国内外にわたる有名大学の学者、弁護士、国有企業および民間企業の企業経営者を輩出している。知識産権学院の卒業生は、知的財産権に関する立法、司法、および行政と関係し、知識産権局、裁判所、検察院などの国家機関にも就職している。

このような数多くの人材を育成してきたが、今後も知識産権学院の修了生がそれぞれの分野において中堅となり、将来においてリーダーとなることが期待される。

5 教 員

学院には、21名の専任または非常勤の研究スタッフが在籍している。その構成は、国家知的所有権局、商標局、著作権局、貿易促進会、最高人民法院、最高人民検察局のスタッフを兼職している、非常勤の教育・研究スタッフが10名、郭寿康教授、劉春田教授、郭禾教授ら教授が4名（博士課程の指導教官は3名）、本山教授がお世話になった罗莉副教授ら副教授が6名である。

ドイツのマックス・プランク研究所・ディーツ教授、日本特許庁・佐藤文男前審判長など、ドイツ、米国、日本、シンガポールなど世界的に有名な30名の教授が客員教授として任命されている。

6 授業科目と履修要領

1) 学 位

知的財産法（年限2年）

2) 教育目標

社会主義現代化建設、および高度専門的人材の養成のために、第一外国語、マルクス主義の基本理論および系統的専門知識を習得し、祖国を熱愛し、良好な道徳精神および比較的高い事業家精神を涵養することを目標とする。

3) 研究方向

著作権法と工業所有権法

4) 学期・単位数

学期は4学期からなり、1単位は約16時間である。

5) 課程設置および履修要件

修士大学院生は38単位以上取得しなければならない。その内訳は、必修科目(32単位以上)、選択科目(6単位以上)、および社会实践(1単位)である。ただし、入学前に大学で履修すべき科目(先修科目)としては、法理学および西洋法思想史がある。

①必修科目

必修科目は、共通科目(6単位)、方法科目(5単位)、基礎科目(6単位以上)、および専門科目(15単位以上)である。

i) 共通科目

共通科目は、中国独自の社会主義理論・実践研究—鄧小平の民主法制思想研究(2単位・2学期)ならびにマルクス主義・社会科学方法論(1単位・1学期)からなるマルクス主義理論科目(計3単位)および第一外国語(3単位・1学期)である。

ii) 方法科目

方法科目は、法学方法論(2単位・1学期)および法学最前線(3単位・1学期)である。

iii) 基礎科目

専門科目は、民法(2単位・1学期)、憲法・行政法(2単位・1学期)、刑法(2単位・1学期)、中国法制史(2単位・1学期)、および法理学研究(2単位・1学期)である。とくに、日本では日本法制史が軽視されているが、中国法制史は重要な基礎科目であるとされていることが注目される。

iv) 専門科目

専門科目は、不法行為法(2単位・2学期)、物権法(3単位・2学期)、

債務・契約法（3単位・2学期）、公正取引法（2単位・3学期）、商標法（2単位・2学期）、知的財産法に関する判例分析（2単位・3学期）、知的財産国際条約（2単位・3学期）、および著作権法（2単位・2学期）、特許法（2単位・2学期）である。商標法以下の科目が本課程の主要なものであることは言うまでもない。1年生のみが商標法、著作権法および特許法を履修でき、そして2年生のみが公正取引法、知的財産法に関する判例分析および知的財産国際条約を履修できるという段階履修が採用されている。

②選択科目

選択科目は、国際知的財産法・多国籍企業の知財戦略（2単位・1学期）、国際知的財産特講（2単位・2学期）および米国知的財産法—理論と実践（2単位・2学期）である。

③社会実践

社会実践（インターンシップおよびエクスターンシップ）は、極めて応用性の強い専門科目であり、理論と実際との架橋を進めるために社会実践をすることを要求するもので、休暇中あるいは4学期中に行われる。

6) 学位論文作成

大学修士学生は在学期間中に学位論文を作成するが、履修単位を充足した後に学位論文の合否が判定される。学位論文が必須である。学位論文は、学術論文、判例分析、調査報告などの形式でよいが、指導教員のもとで計画に基づいて本人が完成させるものである。

7. 中国の知的財産法制度の立法に対する貢献

郭寿康教授は中国の知的所有法学会の長老で、外国の6言語に精通し、国際的に著名な知的所有権法専門家として、中国における知的所有権法制の創立者の一人である。

郭寿康教授および劉春田教授は、中国政府を代表して、数多くの知的所有

権に関する国際会議に出席したのみならず、中国の特許法、商標法、著作権法、不正競争法などの知的財産法の起草および改正に貢献してきた。

とくに、著作権の改正については、知的所有権学院が中国の大学において総ての著作権法の起草および改正作業に参画した唯一の大学である。中国では現在、2000年部分改正に続き、2011年7月に著作権法の第三回改正作業を開始している。人民大学は中国政府の委託研究機構として著作権法の改正試案を委託され、大体完成している。世界貿易機構（WTO）の加盟以来、中国における著作権法の改正が容易でなく、10年毎に改正されているのが現状である。

8. 出版物

中国人民大学佟柔教授の責任編集による国内初の民法教材である『民法原理』の中に郭寿康教授が執筆した『知力成果篇』（すなわち『知的財産篇』）が収められた。同書は1982年に出版され、国内で初めて知的財産に関する専門論文を収録した法学教材である。

現在、政府指定教科書としては、本学院長の劉春田教授が編集主幹を担当している、21世紀全国大学法学科の基幹教程教材の『知識産権法の教育指導綱領』および『知識産権法（第4版）』がある。これまでに知識産権学院の研究スタッフは専門書、訳書、教材は30冊以上を出版し、発表した論文は300編を超える。

知識産権学院が刊行した主要なものとしては、中国知識産権法評論、知識産権法判例評釈、世界知識産権法翻訳集、中国知識産権法文庫、外国財産権法文庫、外国著作権考察がある。最近、『新しい知識産権研究叢書』というシリーズの刊行物を出版した。

9. 学術機関との交流

日本の大学では北海道大学、韓国ではソウル大学と学術交流としている。2010年には、実際に北海道大学教授田村善之教授が学術講演をしている。ドイツのマックス・プランク研究所、イギリスのケンブリッジ大学、アメリカのハーバード・ロースクールなどの欧米の有名な研究機関とも学術交流をしている。

10. 世界知的所有権機関との関係

知識産権学院は世界知的所有権機関と緊密な関係にあり、前述したように事務局長が知識産権学院の設立にあたり祝電を送り、人民大学法学院名誉教授をも授与されている。

2000年から、教育部の委託に基づき、人民大学は、世界知的所有権機関の主催のもとで、毎年全国の大学・高等専門学校の教員向けに知的財産法の研究会をも開催している。

人民大学の学生を世界知的所有権機関に派遣し実習するインターンシップを行っている。その選考にあたって、英文の個人調書を作成した上で、面接を行い、決定者がホームページに発表される。

第4章 おわりに

以上において人民大学法学院および知識産権学院の概略について述べてきた。そこから明らかになった若干の点について指摘することにしよう。

中国では日本のようにアメリカ型の法科大学院を採用したものの、独立型の法科大学院を採用しないで既存の大学院を改革し、弁護士養成の大学である律師学院を設置したのは賢明であったと思われる。日本では、適性試験受験者自体が減少する中で既存の法学部を維持しながら独立した法科大学院を設置することは不経済な結果をもたらすことになり、法科大学院の統合が行われたり、募集停止となったりした法科大学院も存在するからである。高質

な教育を提供できる少数の法科大学院だけが生き残り、高い専門的能力を取得した学生のみが将来において職を得ることができるというアメリカ流の市場メカニズムが法科大学に影を落としているのである。

そして、中国では国家政策として知的財産教育が推進している。⁽¹⁶⁾ 人民大学知識産権学院の設置は3年前と比較的新しいけれども、人民大学法学院の知的財産教育は日本よりも早く、しかも進んでいる。詳細を述べることは差し控えるが、知的財産法教育に絞った人民大学のカリキュラムは国土舘大学総合知的財産法學研究科にとって参考にすべき点があるように思われる。⁽¹⁷⁾

今のところ、中国の知的財産法改革自体は日本および韓国よりも遅れているが、日本を凌駕する日が近い。⁽¹⁸⁾ しかし、中国ではいかに知的財産法のコンプライスを確保する体制を構築することが今後の課題であるように思われる。

ところで、欧米の大学のみならず、中国、日本、韓国を中心とした東アジアとの学術交流を重視するということが韓学院長の方針であり、そして2011年12月に、アジア・太平洋法学院の設立が実現した。EU 統合化に伴い、欧州間において「エラスムス・ムンドゥス (Erasmus Mundus)」という大学間の学術交流が深まっているが、東アジアにおいても同様な動きが生じているのである。名古屋大学など9つの大学は、法学など10分野で日本・中国・韓国の学生が留学しやすい環境を整備するため、中国人民大学や成均舘大学校など中国や韓国の大学との間で共通のカリキュラムを設け、学生が取得した単位や学位を相互に認め合う「キャンパス・アジア」構想が2012年4月から始まろうとしている。今後、共通のカリキュラムとは何かが議論されることになるであろう。

ただ、短期的には学術交流が進むが、政治体制が異なり、不安定である東アジアにおいて長期的に真の学術交流が進むかどうかはまだ不透明であると思われる。そのための人民大学法学院の努力は敬意に値する。

最後になるが、今回の訪問にあたり親切な歓待をいただいた人民大学法学

院院長韓大元教授、知識産権学院院長劉春田教授、同学院副院長郭禾教授、法学院楊東副教授、法学院助理任曉傑氏および仲介の労をいただいた山東大学法学院牟憲魁教授に厚くお礼を述べるとともに、とくに郭禾教授および任曉傑氏には資料入手および校正でもお世話になったことを述べておきたい。もちろん、内容については、我々が全責任を負っている。

なお、中国語文献の翻訳について、国士舘大学総合知的財産法学研究科大学院生謝妍君女子および侯遥穎女子の御尽力を得ることができた。

- (1) 小林の講演については、人民大学法学院のホームページに掲載されている。
<http://law.ruc.edu.cn/Article/ShowArticle.asp?ArticleID=33691>
- (2) 海淀区には、北京大学、清華大学、北京師範大学、北京外国語大学、中国政法大学などの大学が78所ある。国家重点大学が14所ある。<http://finance.sina.com.cn/leadership/stragymanage/20060113/19302275066.shtml>
- (3) 中国の教育部は日本における文部科学省に相当する。
- (4) <http://www.cutech.edu.cn/cn/dxph/qt/2004/10/1179971248370667.htm>
- (5) <http://www.cdgdc.edu.cn/xwyyjsjyxx/zlpj/xksppm>
- (6) 人民大学の前身は抗日戦争中の1937年頃に誕生した陝北公学で、後に華北連合大学、北方大学から華北大学へと学校名が変更された。
- (7) ダブル・ディグリーが数多くのイギリスの大学において導入されている。小林成光「英国レスター大学法学部一帰朝報告」比較法制研究第32号83-84頁(2009年)。
- (8) アメリカの法科大学院のジュリス・ドクター・コースを原型として、1996年に法律修士課程が創設された。牟憲魁「中国における法律修士専攻(JM)教育の再生—日、中、韓における学士後法学教育導入の比較研究をふまえて」企業法学11号21-33頁(2009年)。
- (9) この違いが法学修士と法律修士の区別である。全員の法律修士課程の学生は大学時代に法律以外の専門を専攻し、年限が3年である。大部分の法学修士課程の学生が大学時代に法学部の学部生として勉強し、年限が2年である。
- (10) わが国でも法科大学院のキャンパスに弁護士事務所が存在するが、筑波大学法科大学院、早稲田大学法科大学院など少数である。
- (11) <http://law.ruc.edu.cn/> ページの最下部分参照。

- (12) 知的財産教育史の内容については、ジェトロ北京センター知的財産権部『知財系高度教育機関の実態と将来構想（知財基幹要員育成・活用制度）調査報告書』5-11頁（2009年）を参照した。
- (13) 中国における知的財産教学機関の設置方式として法学院所属・管理学院所属・総合学院所属に分類できるが、大部分は法学院の組織下に置かれている。
- (14) 人民大学知識産権学院以外に、13校の知識産権学院が存在する。牟憲魁「中国における知的財産法教育の現状と展望」最先端技術関連法研究第9・10合併号169-173頁（2011年）。
- (15) 中国では、法学院の急増のために、全法学院学生のためにエクターンシップすることが困難とされる。Ding, *Reform of Legal Education in China and Japan: Shifting from the Continental to the American Model*, 3 J. Civ. L. Stud. 111,125 (2010).
- (16) *Ibid*, at 128-9.
- (17) 中国における知財教育に関する国家政策については、ジェトロ北京センター知的財産権部『中国知財教育の現状調査報告書』2-13頁（2009年）が詳しい。
- (18) 日本とは異なり、中国における著作権法ではフェアユースが既に導入されている。中国語で「合理使用」というフェアユースについて、劉春田編『知的産権法（第4版）』132-35頁（北京大学出版社、2010年）参照。

〈参考文献〉

1. 中国人民大学法学院のホームページ
<http://law.ruc.edu.cn/>
2. 中国人民大学知識産権学院ホームページ
<http://law.ruc.edu.cn/ipi/Index.asp>
3. 中国人民大学法学院パンフレット
4. ジェトロ北京センター知的財産権部『中国知財教育の現状調査報告書』（2009年）
5. ジェトロ北京センター知的財産権部『知財系高度教育機関の実態と将来構想（知財基幹要員育成・活用制度）調査報告書』（2009年）
6. 牟憲魁「中国における法律修士専攻（JM）教育の再生—日、中、韓における学士後法学教育導入の比較研究をふまえて」企業法学11号（2009年）
7. 牟憲魁「中国における知的財産法教育の現状と展望」最先端技術関連法研究第9・10合併号（2011年）

8. Ding, *Reform of Legal Education in China and Japan : Shifting from the Continental to the American Model*, 3 J. Civ. L. Stud. 111 (2010)